

環境審査顧問会自然環境分科会

議事録

1. 日 時：平成24年1月25日（金）14：00～15：10

2. 場 所：経済産業省別館8階 850号会議室

3. 出席者

【顧問】

渡辺主査、河野顧問、藤原顧問

【経済産業省】

吉田統括環境保全審査官、橘環境審査班長 他

4. 議 題：（1）大分共同火力（株）大分共同発電所3号機増設計画  
環境影響評価準備書について

①補足説明資料

②審査書案

5. 議事概要

（1）開会の辞

（2）配布資料の確認

（3）大分共同発電所3号機増設計画環境影響評価準備書について、事務局から補足説明資料の説明を行った後、質疑を行った。また、審査書案について説明を行った後、質疑を行った。

（4）閉会の辞

6. 質疑内容

（1）大分共同発電所3号機増設計画環境影響評価準備書について

<補足説明資料>

○顧問 シランを移植する理由のところが、補足説明資料6ページの表2の「準備書記載内容の修正案」ですけれども、準備書の方では「草刈及び3号機設置による影響を回避するため」としておりましたが、修正案としては「草刈による影響」になっています。ここは、前にはどのぐらいの草刈りをされていたんですか。草刈りされてないところではないと思います。草刈りをされないと5年、10年放っておけばシランは消えてしまうと思います。草刈りをされるから、その影響を回避するために個体群を移植というのは、その後、芝地とか草原に土を持っていくというのと矛盾すると思います。なぜなら

草原や芝地は必ず刈ります。そうすると、シランの土を持っていったところは刈らないのか。刈らなくて、10年後でも生きていられるのかという話にもなりますので、この表現の仕方だとちょっと問題になると思います。

今までどのぐらい管理していたかはわかりますか。それによって、例えば修正案として「頻繁な草刈による影響」とか。実際にこの地域は3号機設置による影響はないですか。

○経済省 補足説明資料の5ページの図1のところで、赤の点線で囲っている部分が3号機の設置工事場所です。動かすのが①の方でございまして、距離的には200メートル以上離れているところなので工事の影響という点はないと思います。

○顧問 ないのですね。でも、今まで草刈りはされていたのですね。

○経済省 ここはしています。

○顧問 ですから、草刈りによる影響というのは、今まで草刈りがされてきてもシランが持続しているわけですから理由にはならないです。

この赤の点線で書いてあるところは、実際にはどのようなことをなさるのですか。

○経済省 ここに3号機を設置します。

○顧問 そうすると草刈りではなくて、あくまでも3号機設置による影響ですね。それを除いてしまうとおかしくなる。3号機による影響があるので、回避するために移動するのであればいいと思いますし、土を入れた後も、実際には1年に1回とか2年に1回は草が刈られると思います。そうしないとほかの植物に負けてしまいます。

したがって、修正案の「草刈による影響」にしてしまうのは問題になるということで、直しておいてください。

○経済省 わかりました。

○顧問 下の方に「移植をしたシランについては、適切な維持管理を行う」とあります。その「適切な維持管理」の中に草刈も入っているのではないですか。

○顧問 草を取るぐらいだと思います。

○顧問 ここに書いてありますから、それは配慮して記述を工夫してください。

○経済省 わかりました。ありがとうございます。

○顧問 補足説明資料2のハヤブサの確認状況の違いについてというのは、どっちがいいのかなという感じはするんです。調査の手法、タイミングが違えば結果が全く異なるというのが余りにもあからさまになってしまうと。

○経済省 鳥類相の調査中にハヤブサの詳細調査を始めたら、他の重要種が確認されたため、どっちに出すかということで、今のところの整理としては鳥類相調査で見付かったのではないということで、ハヤブサの方に入れたという整理です。

○顧問 調査の結果に大きな差が出てきた、違いが出てくるというところの説明が、うま

くできてないないという気がするんですね。

○経済省 日にちが違うので、たまたまチュウヒがいたということですよ。

○顧問 だから、余りそういうことは言わない方がいいですね。というのは、そういうことを理由にしてしまうと、頻度はどうなのとか、そもそも話になってくる。難しいところなんですよ。

トータルでいけば大体1年分ぐらいの観察期間の中で、調査頻度としても同じぐらいの頻度なのに、片方はチュウヒが1回しか出てこなくて、片方はいっぱい出てきているという話になってくると、何でそうなるんだというところをうまく説明していただかないと。

○顧問 手法にもね。

○顧問 調査手法の話にまでなってしまう。多分観察者も違うんだろうし、実際に観察している人たちのトレーニングはどうしたのとか、そういう根本的な話にまで、根掘り葉掘りになってしまう。

○経済省 なかなか難しいですけども、一応準備書の整理の考え方はこうだということですよ。

○顧問 一応結果は了承しますけれども、そういう問題になりかねないので注意してくださいというコメントで返しておきます。

○経済省 わかりました。

○顧問 もう一つは、補足説明資料8ページの4です。これも同じような話なんですけれども、1の方でリプレースに係るところの話を持ってきて、削除を可能とするということの一つ使っていたらいいんだけど、要するに、さらっと生態系を選定しなかった理由で書いてしまった方がいいのかなという感じもないでもないんですが、大きな地域、製鐵所構内全体で非常にウェイトが小さいということを前提にしたいわけですね。

○経済省 そうです。

○顧問 その辺のニュアンスが、うまく読み取れるかなということなんです。

最初の段階で生態系はやらないと言っているわけですからね。

○顧問 専門家の意見を聞いて、実際にハヤブサが見つかったけれども、製鐵所の中では非常に小さい地域だから、今回はやらなくていいことになりましたというように持っていくのであればよいのですけれども、自分たちが判断してしまうと、影響がないのだからいいんだと。ハヤブサが見つかってなければいいのですけれども、見つかったので専門家に聞きました。そうしたら、ここは小さい範囲だからいいですと専門家が言ったら、もう専門家に任せてしまえばいいと思うのです。先ほど専門家によっても違うと

言われましたけれども、その専門家がだれであるかということで、それはその人の責任になりますから、やはり一言、専門家の意見を聞いて選定しませんという形にした方がいいと思います。

見つかってなければ、今までこれで調べられているということで、しかも、小さい地域だから要らないというのでよろしいと思います。

○顧問 全体の中で自然の割合が非常に小さくて、いわゆる自然生態系に相当するものがなくて。

○顧問 えさがあるのでしょうか。

○顧問 そうなんですけれども、もともと方法書の段階で生態系を選択していませんので、生態系は選択してないところを前提にさせていただかないと、準備書の段階でハヤブサが出てきたけれどもやらなかったよという後付けの理由を一生懸命説明したとすると、要するに、出戻りの議論になってしまうでしょうということを私は言いたいです。

○経済省 そういう点では、方法書段階ではそもそも工事状況から考えて、新たな樹木の伐採と改変をやらないからやらないということで、2行程度で終わってしまう。

○顧問 それでいいのです。

○顧問 その方がすっきりして、それでいいと思います。けれども、重要種として出てきたから追加調査を行った結果こうでしたというだけで、生態系をやるやらないという議論は、ここではする必要がないのではないかという気がするんです。

方法書の段階で、例えば住民とか地元意見に生態系を取り込めという意見があって、その上での話だと非常に難しい議論になると思うんだけど、最初の段階で、もう方法書で生態系は取り上げませんよという宣言をして、それで準備書をつくって、実際に調査をしたら実はハヤブサが出てきたけれども、それは重要種で取り上げていますよというだけでいいのではないかという気がするんです。

そこに生態系を取り上げなかった理由と言って、また改めていろいろと理由を付けると、その付けた理由に対してまたいろいろ意見が出るので、そうすると出戻りの議論になるのではないか。

○経済省 わかりました。この流れは、方法書でとりあげなかったんですということ、それと、調査の結果出てきたハヤブサについては重要種でやりましたという論理の形に若干つくり直します。

○顧問 その方がいいと思います。

○経済省 わかりました。

○顧問 ちょっと繰り返すようだけれども、どんな状況であっても生態系というのは存在

しますからね。その上で、その生態系の調査はやりませんよという宣言をしたんだから、そこを前提にして説明をしないと。

○顧問 補足説明資料2のところで、大分製鐵所構内全体が環境となっています。対象地は、その中の非常に小さい地域ですということを一言入れておいた方がいいのではないかと。

○経済省 図の下にあります。本文になかったのでわかりづらかったと思います。

○顧問 それでここに0.2%であると入れたのですか。文章に出した方がいいのではないのですか。

○経済省 わかりました

○顧問 シランの話なんですけれども、シランは普通にもよく出てきますね。重要種の指定にされているんですけれども、生育を阻害する大きな要因というか、生育を支配する要因というのは何を考えるのですか。

○顧問 日陰になってしまったら生育はだめだと思います。ススキの中に埋もれたらだめになるということで、そこで「草刈」という言葉が出てきたので、それは理由になりませんよということだと思います。隠れたらだめですよ。

○顧問 被覆されるような状況にならないようにしないといけない。

○顧問 だから、定期的と同じぐらいの高さに刈ってあげないといけない。枯れたときに刈ってあげることで、また次のものが出てくる。

○顧問 あれはどこでも育ちますね。適当に日が当たって。

○顧問 それが重要だと思います。菌類がいるというのはどうやって来るのだろうと、私には不思議でしょうがないです。

ですから、そういう意味で「草刈」という言葉は理由にならない。芝生みたいに毎週刈るのでと絶対に出てきませんけれども、草原を維持する程度の刈り跡でしたらちょうどいいぐらい。

○顧問 これはもう持っていけば育ちますね。

○顧問 育ちます。根ごと持っていくから、根に菌がいるので大丈夫です。

○顧問 土ごと持っていきますね。その持っていったものが維持されるかされないかというのを左右する要因というのは何があるんですか。

○顧問 わかりません。キンラン、ギンランと同じですね。

○顧問 根っこと、その辺の共生菌の関係とか。

○顧問 ちょうどいい光と。

○顧問 家庭でも結構観賞用に鉢でやっていますから。積極的に専門家のアドバイスを入れてということであれば。

○顧問 大分では少ないので重要種に選ばれています。

○顧問 それでは、次をお願いいたします。

#### <審査書案>

○顧問 審査書案 15 ページの 2.2.1 です。「シランへの影響に関しては」というところで「草刈り」を取った方がいいですね。

○顧問 「施設管理に伴う草刈り及び」を取ってしまって、「3号機設置による影響を回避するため」だけで、ダイレクトに言っていると思います。

○経済省 補足説明資料を修正して、それに合わせます。

○顧問 これは施設が存続した定常的な状態のところだけが書いてあります。ハヤブサのことしか書いてないんですけれども、建設工事に伴うというところに植物は入れなくていいんですか。先に移してしまったからもういいかということで。建設すると、生息地はなくなってしまうわけです。それは書かなくていいんですか。

○経済省 審査書案 11 ページに環境影響評価項目表があって、そのときに造成等の施工による一時的な影響がなくて、難しいですけれども、地形改変の方に寄せているということだと思います。

○顧問 わかりました。

○顧問 審査書案 10 ページの「緑化計画」で、工場立地法をクリアするということと、面積はこれになりましたというだけだと何か寂しいような気もするんです。せっかくだからこの特色として、草地を増やして緑化したとか、何か少し特色を書いていただくとよろしいかと思います。

○経済省 はい。

○顧問 あと、物すごく細かくて恐縮ですが、審査書案 12 ページの真ん中辺りに「可能な限り有効活用し工事範囲を低減することとしている」とありますが、範囲は低減と言うのでしょうか。

それから、有効云々というのが結構出てくるんですが、有効ということを必ずしも言う必要がない場面でも使っている感じがするんです。

それと、5ページの「主要な建物等」の景観なんですけど、煙突が突出して発電所全体として云々という記述になっていますけれども、この辺はどうですか。煙突のデザインがいいということで、発電所全体として云々という記述に入ってしまうのはどうかという感じがするんです。細かくて恐縮です。

○顧問 ハヤブサの環境監視計画というのは、準備書 8.2-26 に入れるんでしょうね。

○経済省 評価書段階で、環境監視計画を追加します。

- 顧問 審査書案5ページのデザインのところは、準備書の2.2-4ページに全体が載っています。そして、実際にこの古いタンクはなくなるわけですね。
- 経済省 そうです。
- 顧問 それで、この工事範囲に3号機が設置されるので、実際には調和を図る計画というよりも、発電所全体としてよりよい景観をつくる計画である。調和を図るというより、古いタンクを取ることでよりよい景観になりますね。こういうデザインを施し、旧来のタンクが取り除かれることで、発電所全体としてのよりよい景観をつくる計画であるという形に。
- 経済省 2つある古いタンクは、今、グレーのものか、色はよくわかりませんが、そうですね。
- 顧問 左側の大きなタンクは点線で入っていますが、これはなくなるのですか。
- 経済省 準備書2.2-8ページをごらんいただくと完成予想図があって、この古い高いタンクは色を塗り替える予定です。
- 顧問 それを入れた方がいいと思います。そうしたら非常にいい景観になります。準備書2.2-8ページの完成予想図はよりよい景観です。それを入れないとプラスアルファは出ないと思います。
- 経済省 全体としてこういうことですね。
- 顧問 それをちゃんと色彩に応じて古いタンクも色を塗り替えるし、つくったものも色彩が非常にいいということを入れた方がいいと思います。
- 経済省 わかりました。
- 顧問 これでしたら、旧来の発電所を全く変えてしまっていていいと思いますよ。それを一言入れた方がいいと思います。
- 先ほど審査書案12ページで「低減」はおかしいのではないと言われてたけれども、低いよりは縮める。工事範囲は縮減するにしておいたらどうですか。
- 経済省 わかりました。
- 顧問 例の防錆剤の製品安全データが資料として入ってない。
- 経済省 それは水分野です。
- 顧問 NALCO のデータシートと製品安全シートを見ると2つの物質が入っているんだけれども、片方の物質は毒性データがないんですね。製品としての製品安全データシート、要するに、今度使う製品そのものについては非常に微妙な表現が最後に出ている。人に対する有害性は高い、それで毒性試験が実施されてないとか、大丈夫かという感じがする。
- 多分それぞれの物質はそんなに毒性は強くないから、こういうシートになっているんだ

と思うんですけれども、人に対する有害性は高いと書いてありながら、毒性試験のデータがないという話になると本当に大丈夫かなというイメージがある。気になるところで

○顧問 先ほどの景観のところは、どういうふうに変えるんですでしたか。補足説明資料 10 ページの最後、修正案としてですね。

○顧問 審査書案では5ページのところ。主要な建物等の色彩は、「景観法」に基づく「大分市景観条例」により色彩変更行為届出、審査手続を経て平成 23 年 4 月に行った既設 1、2号機集合煙突塗装と同様のデザイン、これはもう全部にかけますよということになりますね。施すことで発電所全体としてのよりよい景観をつくる計画である。今までとは全然違いますから。

○顧問 ただ、よりよいというのは主観的判断が入ってしまうから。

○顧問 調和を図るのではなくて調和がとれた景観ですね。発電所全体としての調和がとれた計画である。よい景観になっているのです。やはり「よりよい」ではないですか。色としてこんなにちがいます。これは全く違いますね。

○顧問 そうですね。

○顧問 これでしたら「よりよい」ですよ。主観的ではなくて、だれもが思うことだと思えます。準備書 2.2-4 ページと 2.2-8 ページを比べたら全く違います。

○顧問 それを目指す計画となっているとかね。

○顧問 「よりよい景観を目指す計画である」とすれば、「調和を図る」よりはいいと思います。

○顧問 ほかにありますか。

それでは、以上です。